

事務連絡
令和8年3月30日

| | | | |
|--------|-----------|---|----|
| 公益社団法人 | 日本医師会 | } | 御中 |
| 公益社団法人 | 日本産科婦人科学会 | | |
| 公益社団法人 | 日本産婦人科医会 | | |
| 公益社団法人 | 日本小児科学会 | | |
| 公益社団法人 | 日本小児科医会 | | |
| 公益社団法人 | 日本看護協会 | | |
| 公益社団法人 | 日本助産師会 | | |

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）

平素より、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び事業の委託を受けた事業者において、「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（令和2年8月5日付け子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）等を踏まえて、実施いただいているところです。

今般、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号）及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和8年3月30日付こ成安第46号・7教参学第53号）の改正に伴い、産後ケア事業において重大な事故等が発生した際には、別添の「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和8年3月30日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）等に基づき行っていただくよう、各自治体へ周知しております。

各関係団体におかれましても、別添の内容を御了承いただくとともに、引き続き、事業者における安全管理を推進いただくよう、御協力をお願いします。